活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会規約

（名称）

第１条　本会は、活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、瀬波地域に暮らす住民が、地域の個性や課題に応じた活性化対策について、お互い知恵を出し合い、協力し合って、活気と魅力あふれる元気なまちづくりを推進することを目的とする。

（事務所）

第３条　協議会の主たる事務所は、村上市瀬波上町４番１号（村上市勤労青少年ホーム内）に置く。

（事業）

第４条　協議会は、第２条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関する事業

(2)健康及び福祉の増進に関する事業

(3)安全及び安心に関する事業

(4)環境の保全及び改善に関する事業

(5)地域資源の有効活用に関する事業

(6)地域の産業振興に関する事業

(7)コミュニティビジネス等地域経営に関する事業

(8)その他協働のまちづくりの推進のために必要な事業

（構成）

第５条　協議会は、瀬波地域に居住する人及び同地域で活動する各種団体（以下「各種団体」という。）をもって構成する。

（連携）

第６条　協議会は、第２条の目的に賛同する瀬波地域内の法人又は個人事業者と連携して事業を実施することができる。

（役員）

第７条　協議会に次の役員を置く。

(1)会長　　１名

(2)副会長　　２名

(3)事務局長　　１名

(4)総務企画部会員　10名以内

(5)専門委員　　10名以内

(6)監事　　２名

2　役員は、次の者で構成し、会長が委嘱する。

(1)瀬波地区区長会（以下「区長会」という。）会長、同会副会長及び同会から推薦された者

(2)学識経験者

(3)各種団体の代表者等の中から推薦された者

(4)一般公募により応募のあった者のうち、役員会で選考された者

3　会長、副会長のうち1名及び監事は、役員会において選出する。

4　副会長のうち1名は、区長会会長がその任にあたる。

5　事務局長は、構成員の中から会長が選任する。

6　総務企画部会員は、同条第2項第2号の学識経験者、区長会副会長、同条第2項第1号の区長会から推薦された者及び同条第2項第4号で選考された一般公募者で構成する。

7　専門委員は、各種団体の代表又は当該団体から推薦された者で構成する。

（役員の職務）

第8条　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その他やむを得ない事情により職務を遂行できないときは、職務を代行する。

3　総務企画部会員は、総括的な役割を担い、第2条の目的を達成するために協議会をサポートする。

4　専門委員は、協議会の運営及び事業が円滑に実施されるよう努める。

（役員の報償）

第9条　役員には報償金を支払うものとし、金額については別に定めるものとする。

（役員の任期）

第10条　役員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2　補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第11条　協議会に識者、アドバイザーによる顧問を必要に応じて置くことができる。

2　顧問は、会長が必要とした場合は、役員会に諮り専決する。

（代議員）

第12条　代議員は、別表第1及び第2の選出区分により選出する。

2　代議員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

3　役員は、代議員になることができない。

（会議）

第13条　協議会の会議は、総会、役員会、執行委員会及び評議会とする。

（総会）

第14条　総会は、協議会の最高の議決機関であり、この規約に定める事項のほか、協議会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3　通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催するものとする。

4　総会の議長は、総会において代議員のうちから選出する。

5　総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

6　総会の議事は、出席代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7　総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

(1)地域まちづくり計画を定め又は変更すること。

(2)規約を設け又は改正すること。

(3)役員及び顧問を承認すること。

(4)事業計画及び予算を定めること。

(5)事業報告及び決算を承認すること。

(6)その他重要事項に関すること。

（総会の議事録）

第15条　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2　議事録は、議長及び総会において選任された議事録署名人２人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

（役員会）

第16条　役員会は、総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

2　役員会は、会長、副会長、事務局長、総務企画部会員及び専門委員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

3　役員会は、必要に応じて顧問の出席を求め、助言及び指導を受けることができる。

（執行委員会）

第17条　執行委員会は、会長、副会長、事務局長及び総務企画部会員で構成し、役員会に付託する事項等を審議する。

2　執行委員会は、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

3　執行委員会は、必要に応じて専門委員の出席を求めることができる。

（評議会）

第18条　評議会は、協議会を構成する町内及び集落区長で構成し、協議会の運営に係る助言を行うものとする。

2　評議会は、会長の求めに応じて開催することができる。

（事務局）

第19条　協議会の事務及び会計事務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局長は、協議会事務及び事務局を総括する。

（会計）

第20条　協議会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金及びその他収入をもって充てる。

2　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算の変更）

第21条　当該年度の途中において事業計画の変更若しくは予算の補正、流用又は予備費の充用が必要になったときは、会長が執行委員会に諮り、専決処理し、次期総会に報告し承認を得ることができるものとする。

（監査）

第22条　監事は、協議会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

（書類及び帳簿の備付け）

第23条　協議会の主たる事務所には、協議会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

（個人情報保護の取扱い）

第24条　協議会が各種取組みを推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

（その他）

第25条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この規約は、平成24年２月26日から施行する。

２　協議会設立当初の役員は、第７条の規定にかかわらず、活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会設立準備会が提案し、設立総会の承認を得るものとする。

別表第１（第５条、第７条、第12条関係）

各種団体選出区分

団体・組織名	代議員の選出方法
瀬波地区老人クラブ連絡協議会 瀬波地区青少年健全育成会 健康応援サークル太陽の会 瀬波地区食生活改善推進委員協議会 村上市交通安全協会瀬波支会 瀬波地区青少年健全育成委員会 村上市消防団村上方面隊第３分団 瀬波を考える会 瀬波小学校ＰＴＡ 瀬波温泉潮太鼓保存会 さくら会	左記の団体から1名
地域の茶の間 自主防災組織	瀬波地域において組織されている左記の団体のうち、互選された1の団体から1名

※団体の登録・脱退については、瀬波地域まちづくり推進団体登録制度による。

別表第２（第12条関係）

各町内及び集落選出区分

町内及び集落人口規模	代議員の選出人数
301人以上	３名
201人以上300人以下	２名
１人以上200人以下	１名

※瀬波温泉一丁目と瀬波温泉二丁目、羽下ケ渕と大平は一町内とみなす。